

**「NACCS 貿易管理サブシステム」
平成30年度機能追加
変更内容説明(申請業務編)**

2018年12月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

目次

1. 機能追加の概要
2. 電子申請手続き一覧
3. 申請様式別機能の詳細

1. 機能追加の概要 申請様式別機能

申請様式	業務	機能追加項目	機能追加概要
輸入割当	申請	①マスタ定義の変更	品目コード、割当方式コードの選択項目を変更します。
輸入割当承認 同時申請	申請	①マスタ定義の変更	割当方式コードの選択項目を変更します。
輸入承認申請 (2の2号を含む)	申請	①マスタ定義の変更	品目コードの選択項目を変更します。
事前確認(水産物)	申請	①マスタ定義の変更	品目コード、商品コードの選択項目を変更します。
事前確認(まぐろ)	全般	②事前確認(まぐろ)の追加	これまで事前確認(水産物)申請様式にて扱われていた、まぐろ類の品目の事前確認について、事前確認(まぐろ)の専用様式にて申請を行うよう変更します。 それに伴い、事前確認(まぐろ)の専用様式の電子ライセンスに対する申請書の追加、ならびに裏書業務の変更を行います。

2. 電子申請手続き一覧

赤字:新規追加 青字:変更	申請書の種類	実施可能な申請手続					
		新規	新規 (補正)	更新・ 変更	更新・ 変更 (補正)	訂正	訂正 (補正)
輸出許可申請書		○	○	-	-	○	○
役務取引許可申請書		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(特別に定めた申請様式があるものを除く(共通))		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(輸出令別表第2-35(オゾン))		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(輸出令別表第2-35の2(パーゼル))		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(輸出令別表第2-36(ワシントン))		○	○	-	-	○	○
輸出承認申請書(輸出令別表第2-35の3(有害化学物質)、35の4(特定水銀))		○	○	-	-	○	○
一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請書		○	○	○	○	-	-
特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請書		○	○	○	○	-	-
一般包括役務取引許可及び特別一般包括役務取引許可申請書		○	○	○	○	-	-
一括輸出承認申請書(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))		○	○	○	○	-	-
輸入割当申請書		○	○	-	-	○	○
輸入割当承認同時申請書		○	○	-	-	○	○
輸入承認申請書		○	○	-	-	○	○
輸入2号承認申請書		○	○	-	-	○	○
事前確認申請書(水産物)		○	○	-	-	○	○
事前確認申請書(ワシントン)		○	○	-	-	○	○
事前確認申請書(かに)		○	○	-	-	○	○
事前確認申請書(まぐろ)		○	○	-	-	○	○
事前同意相談申請書		○	-	-	-	-	-
添付書類等追加申請書		○	-	-	-	-	-
取下申請書		○	-	-	-	-	-
再発行申請書		○	-	-	-	-	-
履行報告等申請書		○	-	-	-	-	-

3. 申請様式別機能 ① マスタ定義の変更

輸入割当

品目コード、割当方式コードの選択項目を変更します。

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
	x	申請担当者	英数字	100	
		内容	-	-	
		取引内容	-	-	
		取引明細項番	システム	-	
	x	品目コード	英数字	4	
		申請特殊事由コード	英数字	2	
	x	割当方式コード	英数字	1	
		輸出許可書番号	英数字	10	
		型及び号柄	英数字	10	
		原産地	追加	-	
		原産地(1/10)	削除	-	
	x	原産地 国コード	英数字	2	
		原産地 地域名称	日本語型	15	
		船積地域	追加	-	
		船積地域(1/5)	削除	-	
	x	船積地域 国コード	英数字	2	
		船積地域 船種港	日本語型	15	
		船積地域 船種...	英数字	30	
		数量	数値型	18	
		単位 (数量用)	日本語型	5	
		単位 (数量用) (...)	英数字	10	

申請項目通達に記載の割当方式コード表によること。

水産物の割当品目に関わる品目コード、割当方式コードのみ選択できます。

機能追加のポイント

現時点で申請を受付けていない品目コード、割当方式コードが削除されます。

3. 申請様式別機能 ① マスタ定義の変更

輸入割当承認同時

割当方式コードの選択項目を変更します。

貿易管理サブ - 申請書作成 Ver. 1.14.0 輸入割当承認同時申請様式 (新しい申請書)

ファイル(F) 編集(E) 申請書(A) オプション(O) その他(Q)

内容検証 様式番号 600 通常補正 通常JAA 現在の様式 最新様式

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
	*	申請担当者	メ...	英数字	100
		内容			
		取引内容			
		取引明細項番	システム		
		品目コード	英数字		
	*	割当方式コード	英数字	10	0: 割当方式の省略
		割当方式番号	英数字	20	
		関税率表番号	追加		
		関税率表番号(1/7)	削除		
	*	関税率表番号	英数字	30	
	*	商品名	日本語型	150	
		商品名(英文)	英数字	300	
		型及び銘柄	英数字	140	
		原産地	追加		
		原産地(1/10)	削除		
	*	原産地 国コード	英数字	2	参照
		原産地 地域名称	日本語型	15	
		船積地域	追加		
		船積地域(1/5)	削除		
	*	船積地域 国コ...	英数字	2	参照
		船積地域 船積港	日本語型	15	

「0: 割当方式の省略」のみ入力すること。

輸入割当承認同時申請は、「0: 割当方式の省略」のみ選択できます。

機能追加のポイント

現時点で申請を受付けていない割当方式コードが削除されます。

3. 申請様式別機能 ① マスタ定義の変更

輸入承認申請(2の2号を含む)

品目コードの選択項目を変更します。

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
	X	申請担当者 氏名	日本語型	40	
	X	申請担当者 電話...	英数字	20	
	X	申請担当者 メー...	英数字	100	
		内容			
		取引内容			
		品目コード	英数字	4	
		輸入承認種類区分	英数字	2	
		輸出許可書番号	英数字	20	
		関税率表番号	追加	-	-
		関税率表番号(1/7)	削除	-	-
		関税率表番号	英数字	30	
		商品名	日本語型	150	
		商品名(英文)	英数字	300	
		型及び銘柄	英数字	140	
		原産地	追加	-	-
		原産地(1/10)	削除	-	-
		原産地 国コード	英数字	2	
		原産地 地域名称	日本語型	15	
		船積地域	追加	-	-
		船積地域(1/5)	削除	-	-

申請時に許可承認証等番号のIQの内容を補充する。
輸入承認種類区分が【S6】：2の2号承認の場合は必ず入力すること。申請項目通達に記載の品目コード表によること。
輸入承認種類区分が【S7】：割当後輸入承認(割当証明書は書面)の場合は必ず入力すること。申請項目通達に記載の品目コード表の割当品目によること。

水産物の割当(割当後輸入承認)、または2の2号承認の品目コードのみ選択できます。

機能追加のポイント

現時点で申請を受付けていない品目コードが削除されます。

3. 申請様式別機能 ① マスタ定義の変更

事前確認(水産物)

品目コード、商品コードの選択項目を変更します。

検証結果	必須	項目	入力タイプ	字数	入力値
*		申請者コード	英数字	8	
		担当者	—	—	
*		申請担当者 部署名	日本語型	40	
*		申請担当者 氏名	日本語型	40	
*		申請担当者 電話...	英数字	20	
*		申請担当者 FAX	英数字	20	
*		申請担当者 メール...	英数字	100	
		取引内容	—	—	
*		品目コード	英数字	4	MERO MERO: めろ
		魚介類	追加	—	MERO: めろ
		魚介類(1/30)	削除	—	WHAL: 鰹及びその調製品
		取引明細項番	システム	—	
*		商品コード	英数字	4	
		原産地	—	—	
*		原産地 国コード	英数字	2	参照
		船積地域	—	—	
*		船積地域 国...	英数字	2	参照
*		船積地域 船...	日本語型	15	
*		数量単位	日本語型	5	
		通貨コード	英数字	3	参照
		種類又は規格	追加	—	

申請項目通連に記載の品目コード表によること。

経済産業省で現在申請を受付けていない、まぐろ類の品目コードおよび商品コードが削除されます。

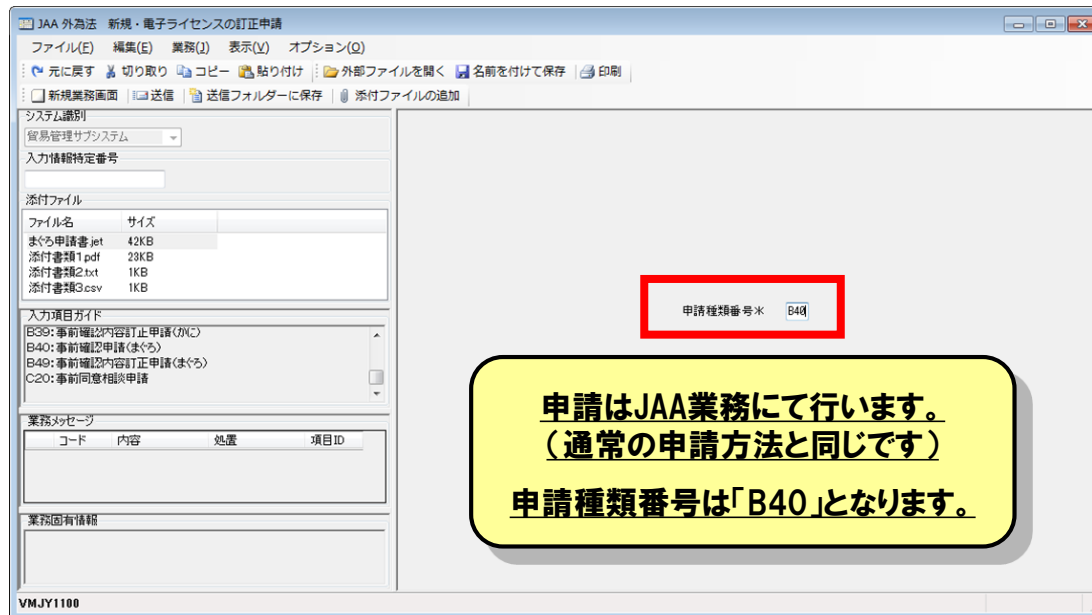
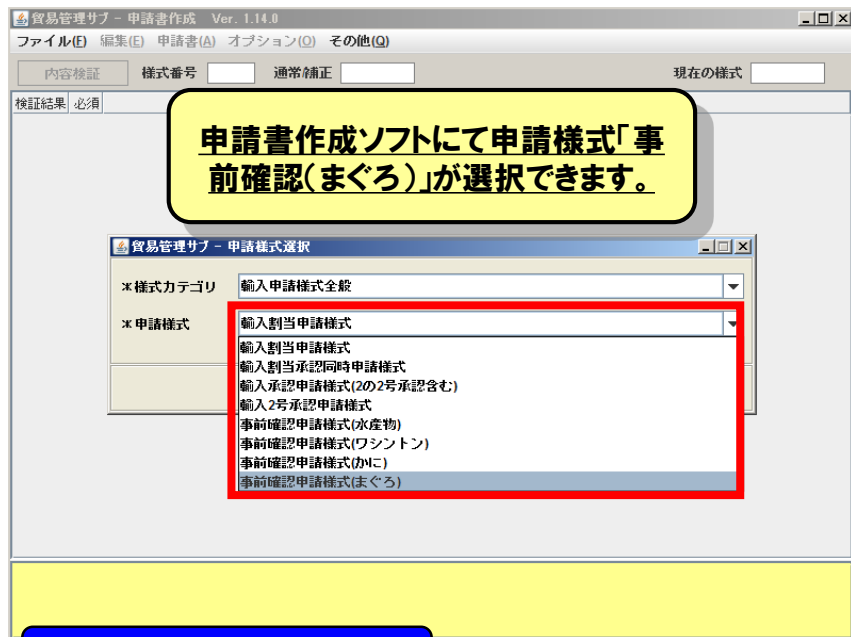
特記事項

・まぐろ類の事前確認を新規に申請する場合、「事前確認(まぐろ)申請様式」の専用様式にて申請を行ってください。

3. 申請様式別機能 ② 事前確認(まぐろ)の追加

事前確認(まぐろ)

事前確認(まぐろ)の専用様式の電子ライセンスに対する申請書の追加、ならびに裏書業務の変更を行います。



機能追加のポイント

- ・まぐろ類の事前確認が水産庁へ移管されたことに伴い、これまで事前確認(水産物)申請様式にて扱われていた申請が、事前確認(まぐろ)の専用様式にて申請を行うよう変更します。申請、電子ライセンス照会、ならびに通関業者指定などの各機能は、他の申請様式と同等に利用できます。
- ・めろ または鯨の事前確認申請は、これまで通り、事前確認(水産物)申請様式にて申請を行います。

4.【注釈】事前確認(まぐろ)の申請の運用

○事前確認(まぐろ)の電子申請手続きは、平成31年1月11日より運用を開始します。それまで申請書を作成することは可能ですが、電子申請は平成31年1月11日以降に実施してください。

※システム準備の関係から運用開始前に電子申請は可能となりますが、運用上、受理することはできません。運用開始前に電子申請を行った場合は取下げを依頼させていただきますので、ご了承ください。

参考

※事前確認(まぐろ)の輸入手続きについての詳細な情報は、以下のHPをご参照下さい。

●水産庁 まぐろ類の輸入について

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>